

图 5-1-2 国立公園地区区分

3. 国有林としての管理

(1) 保存管理

国有林は島原半島には7,076haあり、特別名勝指定地では雲仙温泉街、高岩山北麓・南麓周辺、諏訪池を除く1,593haが含まれており、指定範囲の約85%を占めている。

国有林の管理は、個々の国有林野の重視すべき機能に応じて、「山地災害防止」・「自然維持」・「森林空間利用」・「快適環境形成」・「水源涵養」の5つのタイプに区分し、これらの区分ごとの管理経営の考え方に即して、公益林として適切な施業を推進している。特別名勝温泉岳指定範囲の国有林は、ほとんどが「自然維持」タイプ、「水源涵養」タイプに区分されている(表5-1-4・5)。

また、自然維持類型のうち、原始的な森林生態系や希少な生物の成育・生息地等を「保護林」とし、自然環境の厳格な保全・管理を行っている。特別名勝温泉岳指定範囲には、生物群落保護林として「普賢岳」、希少個体群保護林として「野岳」があり、国指定天然記念物「普賢岳紅葉樹林」、「野岳イヌツゲ群落」の指定範囲と重なっている(表5-1-6)。

表 5-1-4 国有林区区分

機能類型区分	区分の考え方	管理経営の考え方
山地災害防止	山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林	根系が深くかつ広く発達し、下層植生の生育が良好な森林の維持
自然維持	原始的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など、属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成	快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養	水源の涵養機能の発揮を第一とすべき森林	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

表 5-1-5 区分別面積

	山地災害防止	自然維持	森林空間利用	快適環境形成	水源涵養	計
島原市	901.31	1,139.41	29.36	—	532.58	2,602.66
雲仙市	456.51	1,112.20	221.82	—	1,986.18	3,776.71
南島原市	240.44	148.00	—	—	307.44	695.88
計	1,598.26	2,399.61	251.18	—	2,826.20	7,075.25

表 5-1-6 保護林区区分

保護林の種類	名勝	面積 (ha)	特徴・選定理由
希少個体群保護林	野岳	80.31	イヌツゲ群落地の植物学的考証
生物群保護林	普賢岳	443.41	イタヤカエデ・ノリウツギ・ナナカマド等の広葉樹林の植物学的考証

(2) 活用

国有林を国民共有の財産ととらえ、「国民の森林（もり）」として、森林環境教育の推進や、森林とのふれあいなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進している。特別名勝温泉岳指定範囲では、田代原キャンプ場の運営やミヤマキリシマ保全活動、遊々の森「奥雲仙牧場の森」での記念植樹等を行っている。

(3) 整備

国有林の林材の活用を積極的に進めるため、人工林の間伐や維持管理等に必要な林道の整備や修繕等を行っている。また、国民に広く森林に親しんでもらうことを目的として、国有林の中に「レクリエーションの森」を設定して、整備を進めている。特別名勝温泉岳指定範囲には「田代原風致探勝林」があり、牛の放牧場やキャンプ場が整備されている（写真 5-1-1）。

4. 小結

特別名勝温泉岳は国立公園内に所在し、さらに大半を国有林が占めるため、文化財保護法に加えて自然公園法や森林法による法規制と、これらに基づく環境省や林野庁、文化庁、および関連する県市の各機関が主体となった各種の取り組みにより維持されてきた。これまでの保護・管理に至る経緯は異なる面もあるが、自然環境や風致景観の保護、活用という大きな方向性は共通しており、引き続き各機関の連携した取り組みが必要である。



写真 5-1-1 田代原探勝林（令和 5 年（2023）11 月）

第2節 特別名勝全体の現状と課題

1. 景観の維持

特別名勝温泉岳は、温泉街からの山岳景観、山頂からの海山を四方に望む景観に特徴があり、四季折々の植物が目を楽しませる。主として環境省による国立公園としての管理、林野庁による国有林としての管理により維持されている（写真 5-2-1・2）。



写真 5-2-1 絹笠山より（昭和2年（1927））＊雲仙お山の情報館所蔵



写真 5-2-2 絹笠山からの眺望（温泉街・野岳・妙見岳方面）（令和5年（2023））

2. 希少群落の維持管理

天然記念物「池の原ミヤマキリシマ群落」は、もともと放牧地でウマやヒツジの食害を受けないことで形成された群落であるが、現在は長崎県や民間が主体となって、下草刈りを行うことで維持されている。ミヤマキリシマ群落は、池の原地区以外に仁田峠周辺でも維持管理されており、今後の保護のためには引き続き人為的な維持管理が必要である。

また、天然記念物「地獄地帯シロドウダン群落」は、火山ガスが噴出する噴気孔周辺に群落を形成するが、長期的には噴気の場所が変動することで、分布の変動が予想される。

3. 自然災害

(1) 噴火災害

平成2年(1990)11月から平成8年(1996)にかけて続いた雲仙普賢岳の噴火活動により、島原市や南島原市深江町は度重なる土石流や火砕流の被害に見舞われた。また、天然記念物「普賢岳紅葉樹林」の森林環境にも甚大な影響を及ぼしたと考えられる(写真5-2-3)。活動が終息したのち、平成16年(2004)には、溶岩円頂丘一帯が「平成新山」として天然記念物に指定されたが、溶岩円頂丘の崩壊や土石流の発生などの危険性が指摘されており、継続的なモニタリングが続けられている。



写真 5-2-3 普賢岳全景(宝原上空より)(平成3年(1991)9月頃)(島原市2002)

(2) 土砂災害

ハザードマップによれば、雲仙温泉周辺には、急傾斜地の崩壊や土石流の発生が懸念される警戒区域や特別警戒区域が広範囲に点在している（図 5-2-1）。実際、令和 3 年（2021）8 月 13 日には大規模な土砂災害が発生し、3 名の犠牲者が出たほか、温泉の泉源が埋まるなど温泉施設へも大きな被害を及ぼした（写真 5-2-4・5）。入浴施設や宿泊施設が集中する雲仙温泉周辺を中心に、防災対策が必要である。

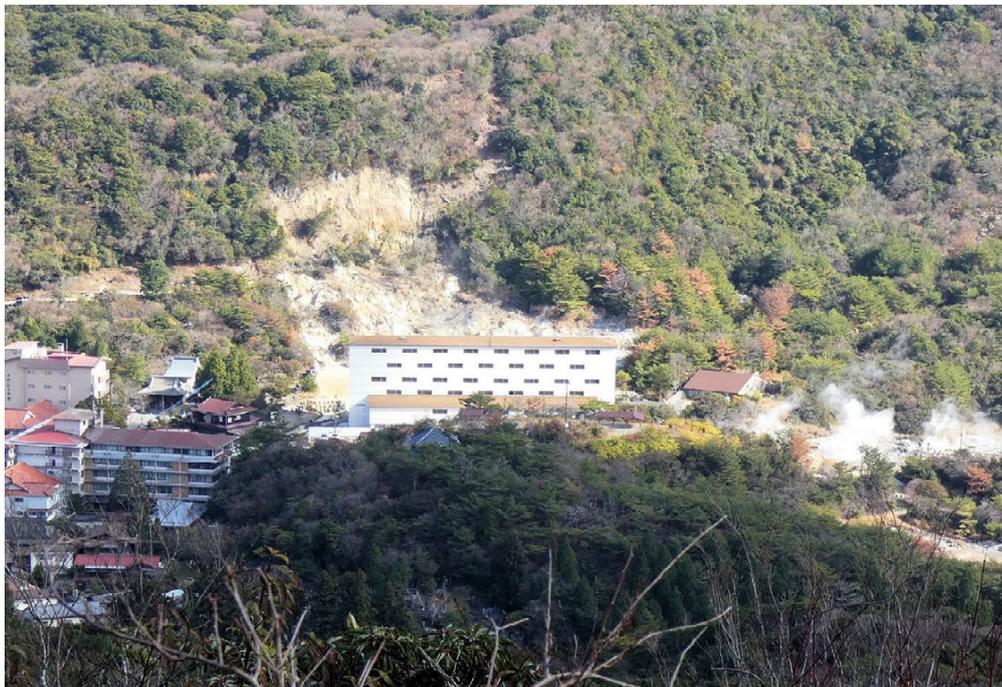


写真 5-2-4 雲仙温泉街土砂災害箇所（令和 5 年（2023）11 月）



写真 5-2-5 雲仙温泉街土砂災害箇所（令和 5 年（2023）12 月）

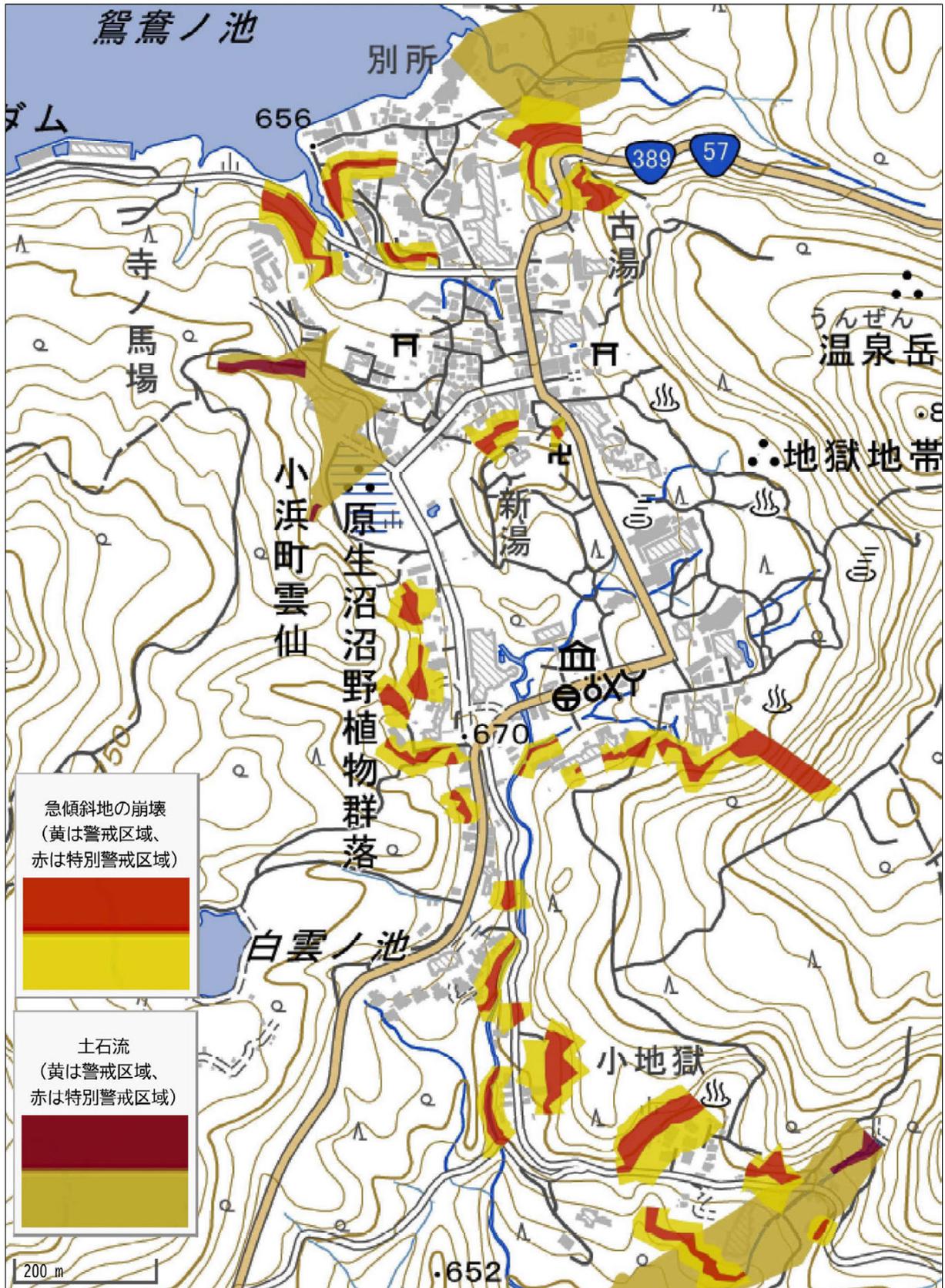


図 5-2-1 雲仙温泉周辺ハザードマップ (国土交通省)

4. 来訪者（見学者・登山者等）

（1）見学者・登山者等

登山者用の歩道や手すり、案内板については、環境省および関係する県市の機関により整備され、維持管理されている。車での来訪者については、温泉街から仁田峠に至る「仁田峠循環道路」や展望所ごとに駐車場が整備されているが、春のミヤマキリシマ開花時期や、秋の紅葉シーズンには来訪者が集中して渋滞が頻発している（写真 5-2-6・7）。なお、渋滞緩和の試みとして、長崎県・雲仙市・観光団体により、令和4年（2022）と令和5年（2023）の10月最終週から11月第1週の土日祝日の計5日間、仁田峠循環道路において予約制通行の実証実験が行われた。その結果、「手続きが面倒」という意見があったものの、目立った渋滞は発生しなかった。



写真 5-2-6 仁田峠循環道路入口



写真 5-2-7 仁田峠循環道路（仁田峠第二展望所より）

(2) 宿泊施設・温泉施設

宿泊施設は、温泉街を中心に民間の宿泊施設が集中している。近年、老朽化や耐震補強のための改築・新築工事のほか、付帯する外構工事や給排水施設整備などが相次いでいる。建造物や工作物については、自然公園法に基づいて高さや色調、形状などがコントロールされている（写真 5-2-8・9）。



写真 5-2-8 古湯温泉地区



写真 5-2-9 新湯温泉地区

(3) ガイダンス施設

特別名勝温泉岳の価値を伝えるガイダンス施設としては、環境省が設置した「雲仙お山の情報館」本館・別館が挙げられる。自然や歴史、温泉をテーマにした展示やパンフレット等が充実している本館と古写真および絵図などの歴史資料に特化した展示を行う別館があり、来訪者に雲仙と島原半島の魅力を幅広く案内する拠点施設となっている（写真 5-2-10・11）。諏訪池には環境省により「雲仙諏訪の池ビジターセンター」が整備されており、身近な動植物の観察のほか、大型望遠鏡で本格的な星空観察を楽しむことができる（写真 5-2-12）。また、田代原には長崎県により田代原トレイルセンターが設置されており、キャンプ場が併設されている（写真 5-2-13）。



写真 5-2-10 雲仙お山の情報館（本館）



写真 5-2-11 雲仙お山の情報館（別館）



写真 5-2-12 雲仙諏訪の池ビジターセンター



写真 5-2-13 田代原トレイルセンター

(4) サイン

案内板や解説板については、環境省および関係する県市の機関により設置されたものが多く、国立公園としての解説が目立つ（写真 5-2-14・15）。一方で、文化財については標柱も設置されておらず、国立公園に比べて文化財としての認知度は高くない。



写真 5-2-14 案内板（雲仙地獄）



写真 5-2-15 解説板（仁田峠第二展望所）

5. 調査・研究、公開・活用

(1) 植生調査

天然記念物「普賢岳紅葉樹林」や「野岳イヌツゲ群落」については、昭和3年(1928)の指定時の状況と、平成2年(1990)～平成8年(1996)の普賢岳の噴火災害による被災状況、現状の植生との比較により、今後の保存管理の方向性を検討する必要があるが、基礎となる現在の植生に関する情報が不十分であり、植生調査が望まれる(写真5-2-16・17)。

また、「地獄地帯シロドウダン群落」は、噴気孔の位置が変わることで群落の範囲が指定時から変化している可能性があり、他の天然記念物と同様、植生調査が望まれる。



写真 5-2-16 原生沼(戦前)



写真 5-2-17 原生沼(令和5年(2023)11月)

(2) 歴史調査

温泉岳の歴史は、古代から信仰を集めた修験道の霊地としての側面、あるいは近世以降の湯治場としての側面、近代以降の避暑地としての側面を有するが、修験の中心であった満明寺の史料や、近世以降湯治場を管理した加藤家の史料など、歴史的な基礎資料の調査が不十分である。また、近代以降の古写真等については、環境省の雲仙お山の情報館別館で収集・保管されており、一部が展示されている（写真 5-2-18）。



写真 5-2-18 雲仙お山の情報館（別館）

(3) 景観調査

温泉岳は、古来から信仰の山、修験の山として、日本国内で信仰の対象となっていた。また、近代以降には避暑地として整備され、眺望地点の整備・公開・周知が行われてきた。これらを踏まえて、眺望地点から見える構成要素の特徴や、遠方から見える温泉岳の様相を整理し、文献や絵図、古写真や絵葉書と比較することで、人々が温泉岳に対して抱いてきた心情の積み重ねを明らかにする調査が必要である。